

資料 3－2

平成26年10月30日
文 部 科 学 省

審査メモで示された確認事項に対する回答

1 計画の変更

(2) 報告を求める事項の変更等

ア 社会教育行政調査票等

(エ) 関係法人数

〈論点〉

- ① 新たな公益法人への移行後は、一般社団法人及び一般財団法人については、都道府県において関係法人数を把握することが困難となったとのことであるが、一般社団法人及び一般財団法人について関係法人数を把握するため別途、考えられる方法はないか。
- ② 関係法人数をこれまで把握してきた必要性を踏まえ、今後、一般社団法人及び一般財団法人について関係法人数が把握されなくなることは、やむを得ないか。

(回答)

①②

公益財団法人及び公益財団法人については、国（内閣府）及び都道府県公式の情報サイト「公益法人インフォメーション」を活用することで関係法人数を把握することができるため、報告者負担軽減の観点から当該項目を削除するものであり、関係法人数の把握において特段の支障はないものと考える。なお、新制度へ移行した一般社団法人及び一般財団法人についても、同サイトで把握することが可能である。

また、同サイトで把握のできない新制度移行後に新設された一般社団法人及び一般財団法人については、各都道府県の法務局において届け出のあった法人登記の事業内容等を個別に確認することで把握は不可能ではないと思われるが、国として特段の支援措置はなく、公益法人と比較して把握する必要性は低いと考えられるため、報告者負担の大きさを考えても、把握できないことはやむを得ないと考える。

イ 公民館調査票等

(ア) 指定管理の相手先

ii) 「地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」との選択肢の追加

〈確認事項〉

本件変更と同様の変更は、公民館調査票以外の7調査票においても計画されているが、他の調査票についても同様の事情はあるか。すなわち、これらの公民館調査票以外の調査票においても、指定管理の相手先について、地縁による団体とする場合が多いのか。

(回答)

各年度の社会教育調査の結果を見ると、公立社会教育施設に占める地方公共団体を指定管理者とする施設の割合は、何れの施設においてもごく少数である。そもそも、指定管理者制

度の導入理由として、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることが目的としてあることから、他の地方公共団体を指定するものが少數となっているものと考えられる。

また、都道府県の社会教育担当者に確認したところ、公民館以外の施設についても指定管理者として指定する団体としては、他の地方公共団体より地縁団体の方が多いとのことであった。

なお、「指定管理の相手先」の区分を各種社会教育施設共通のものとすることにより、施設の種別間の相違の比較分析が容易になるものと考える。

(イ) 職員数

〈確認事項〉

本件変更により追加する「うち社会教育主事有資格者」との区分は、社会教育行政調査票における同種の区分の表記と合わせ、「うち社会教育主事の資格を有する者」とすべきではないか。

(回答)

どちらの区分も対象は同じであるため、ご指摘を踏まえ、より分かりやすい「うち社会教育主事の資格を有する者」に変更する。

(ウ) 職員に対する研修の実施の有無

〈確認事項〉

「公民館の職員の研修に関する実態調査報告書」によれば、公民館の職員が参加した館外研修の主催者については、「社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）」が72.4%であるのに対し、「民間団体（企業を含む。）」が1.8%にとどまっていることを踏まえると、選択肢の表記は、「民間」ではなく、例えば「社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）」などとすべきではないか。

(回答)

今回追加予定の「民間」の選択肢は、「公民館の職員の研修に関する実態調査報告書」における「社会教育関係団体（公民館連絡協議会等）」と「民間団体（企業を含む。）」を合わせ、同調査における7割強の状況を押さえようとするものである。また、本調査事項の変更は、公民館調査票だけでなく、図書館調査票、博物館調査票も変更することとしており、各種社会教育施設共通のものとすることにより、施設の種別間の相違の比較分析が容易になるものと考える。

なお、公民館職員の研修先として社会教育関係団体が多いとのご指摘を踏まえ、選択肢の表記を「民間（社会教育関係団体、企業を含む）」と修正することとしたい。

(キ) ボランティアに対する研修の有無

〈確認事項〉

研修の実施回数は把握する必要はないが、研修の有無は把握する必要があると判断する理由は何か。研修の有無のみを把握することにより、当該調査結果をどのように活用することができるのか。

(回答)

社会教育施設の運営において、ボランティアの協力は重要であり、各施設がボランティアを有効活用しているかどうかを把握するために、研修の実施の有無は今後も必要である。

「実施回数」については、これまでの結果から一定の傾向が把握できたこと、ボランティア活動の内容、参加者数や施設の研修計画など個々の施設の事情により回数が変動する部分もある等の意見を現場から受けていること、報告者負担軽減の観点からも、削除することとしたい。

(ク) 利用状況

〈確認事項〉

団体利用の各区分（青少年団体、女性団体、成人団体、高齢者団体及びその他の団体）の定義は明確か。例えば、「高齢者団体」については、何歳からが高齢者なのか。また、当該団体の構成員のうちどの程度の割合の者が高齢者であれば該当するのか。

（回答）

団体利用の区分については、年齢的な基準を設けているわけではないが、「高齢者団体」についてはおおむね60歳以上を想定しているところである。利用団体が施設の利用申込みの際、その団体の主たる活動目的や主要な構成員を考慮して選択しており、その記入に基づき施設が判断し報告しているところである。

(ケ) 記入事項を実施した諸集会

〈確認事項〉

- ① 記入事項を実施した諸集会の件数までは把握する必要はないが、当該諸集会の有無は把握する必要があるとする理由は何か。当該諸集会の有無のみの調査結果をどのように活用することができるのか。
- ② 本件変更を行う一方で、「学級・講座」については、引き続き、託児サービスの実施件数を把握することとしているが、両者の間で取扱いが異なる理由は何か。

（回答）

- ① 社会教育施設が、子供を持つ女性が学びやすい環境の整備に努めているかどうかを把握する観点から、諸集会において託児サービスを実施しているかどうかを把握する必要がある。しかしながら、「実施件数」については、地域住民の年齢構成に影響される部分もあり、件数までは不要ではないかとの意見を現場から受けていること、また、これまでの結果から一定の傾向が把握できており、施設として託児サービスを行っているかどうかが分かれば、全体的な傾向は引き続き把握することができるため、報告者負担軽減の観点から削除することとしたい。
- ② 一方、継続的に開催される学級・講座については、単発的に開催される諸集会に比べ、継続的な活動であることから、託児サービスの必要性もより高いと考えられる。また、学級・講座については学習内容別に分類しており、その分類の中には、例えば「育児・保育・しつけ」や「男女共同参画・女性問題」など、女性の関心の高い分野が含まれており、そのような学級・講座が、女性の学びやすい環境をどの程度整備しているかを分析できるため、引き続き、実施件数を把握することとしている。

(コ) 情報提供方法

ii) 選択肢への「学習相談事業」の追加

〈確認事項〉

- ① 公民館調査票、博物館調査票及び女性教育施設調査票の3票については本件変更を行い、その他の調査票については本件変更を行わないこととしているが、それぞれの変更の要否に係る考え方の違いは何か。
- ② 女性教育施設調査票「13（1）各種事業」において「相談事業」の実施件数や参加者数を把握しているが、ここで言う「相談事業」は、「学習相談事業」とは異なるのか。把握事項の重複や、報告者にとって紛れが生じるおそれはないか。

(回答)

- ① 「学習相談事業」とは、例えば、指導者や学習者からの学習内容・学習計画・学習方法に関する相談に助言したり、これから学習を希望する者に対して、学習できる場所や資格取得の案内をするような活動であり、変更対象の3施設以外の施設のうち、図書館、青少年教育施設、体育施設及び文化会館については、各施設の性質上、情報提供の方法として学習相談への対応が想定されにくい。また、生涯学習センターについては、既に学習相談に係る調査項目があるため、本件変更を行わないこととしている。
- ② 女性教育施設が実施する「相談事業」は、利用者個人から家庭教育や介護など生活上の相談に対応するものであり、「学習相談事業」とは異なるものである。このことについて、記入の手引等において紛れが生じないよう説明することとする。

(サ) 運営状況に関する評価の実施状況

〈確認事項〉

関係法令上、運営状況に関する評価等の実施について努力義務が課されている公民館、図書館及び博物館以外の施設（青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、文化会館及び生涯学習センター）についても、本調査において、運営状況に関する評価等の実施状況を把握することとする理由は何か。

(回答)

公民館、図書館及び博物館以外の施設については、法令上の義務付け等があるわけではないものの、社会教育法第2条に規定する「社会教育」の定義は、「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」とされていることから、これらの施設も社会教育施設であり、また、各々が実施する事業の内容について対外的な説明を求められる社会情勢の中で、自主的に説明責任を果たそうとしている施設がどの程度あるかを見るため、公民館、図書館及び博物館と同様に把握する必要がある。

(シ) 耐震診断の実施状況

〈確認事項〉

- ① 耐震診断の実施時期を把握する必要はないか。
- ② 「耐震性なしと診断」された施設について、耐震改修の実施の有無を把握する必要はないか。

(回答)

- ① 耐震基準改正後に耐震診断を行った場合は、実施時期にかかわらず、その効果はほぼ同じであるため、診断実施時期までを把握する必要はないと考える。

- ② 「耐震性なしと診断」され耐震改修を実施した施設は、便宜「耐震性あり」と回答することと整理するため、耐震改修の実施の有無を把握する必要はないと考える。この整理については手引等において明確に説明することとしたい。

ウ 図書館調査票

○ 資料の状況

iii) 「利用可能な電子書籍の冊数（冊）」の新規把握

〈確認事項〉

本調査では、「電子書籍」については、どのような定義の下で把握するのか。報告者が、報告すべき内容を明確に判断することが可能なものとなっているか。

(回答)

調査対象としては、オンライン及び電子媒体によって配布された書籍で、図書館が購入しており本文まで読めるものを想定している。把握方法は、各コンテンツのタイトルごとに1冊とカウントし、例えば上・下巻セットであっても1冊となる。報告者が明確に判断できるよう手引等において説明することとする。

(3) 集計事項の変更等

〈論点〉

各調査票による調査結果で作成される集計表について、特に以下の観点からの検討が必要である。

- ① 各施設の運営状況に関する評価の実施状況や、公民館の耐震診断の実施状況といった調査項目の追加に伴い、新たに作成される集計表の表章（様式）はどのようなものか。それぞれの実施状況の実態を把握する上で十分なものとなっているか。
- ② これまで作成されてきたが、今回の調査項目の削除に伴い、削除することとなる集計表については、時系列の確保の観点から問題はないか。

(回答)

①②

別紙「集計表の表章（様式）」のとおり。追加する集計表は、新設する調査項目についてそれぞれの実施状況を確認できるものとなっている。削除する集計表については、民間体育施設における受動喫煙防止のための対策の実施状況やボランティア活動の状況等は、これまでの調査により一定程度傾向を把握することができたことから、報告者負担を軽減するため削除するものであり、時系列の確保の観点から問題はないと考える。

(4) 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」

（平成26年3月25日閣議決定）における指摘事項についての対応状況

イ 関係主体ごとの収入・費用構造の把握

〈論点〉

- ① 支出について、事業実績等とクロスして分析することで、今後の社会教育施策の展開に有用な情報が得られる可能性があるか。
- ② 上記の可能性があるとすれば、本調査の調査事項として追加することが適当なものがあるか。

- ③ 上記の可能性がある場合、当面、指定管理を行っている施設について支出と事業実績とのクロス分析等を行うことは有用か否か。
- ④ 指定管理を行っている施設のみ上記分析を行うことの意義が乏しいとするならば、将来、地方公会計の改善がある程度、実現した時点で上記分析を行うことは有用か否か。

(回答)

- ①～④

公立の施設に関しては、現在の地方公会計制度上、施設単位での区分経理が義務付けられていないため、個別の施設ごとの収入・費用構造を把握することは困難であるが、文部科学省では地方教育費調査を実施しており、同調査では都道府県・市町村が社会教育施設の種別単位（公民館、図書館、博物館別等）に支出した社会教育費を把握している。このため、社会教育調査と地方教育費調査の結果をクロス集計することにより、1施設当たりや、利用者1人当たりの平均支出額を算出することは可能である。

しかしながら、社会教育施設の実態は、例えば、同じ公民館であっても、都市部と山間部では利用者の年齢層や利用頻度も違うなど、各地域ごとの実情に応じて規模も事業内容も異なっており、そのような平均支出額をもって、個々の社会教育施設が効率的に運営されているかどうかを評価することは困難である。

また、指定管理については、施設の業務をどこまで指定管理者に委ねているかは施設ごとにまちまちであるなど、指定管理の内容も程度も一律でなく、クロス分析等を行ったとしても、機械的な算出が施設の正しい評価に結びつくのかは疑問の持たれるところである。

なお、現在総務省により地方公会計制度の整備が進められており、将来的には、個別の社会教育施設に統計調査を実施せずとも、事業別や施設別等のより細かな単位での財務分析が可能となる方向である。このため、地方公会計の改善がある程度実現した時点で検討することが適当であると考える。

ただし、現行の統計法においては、たとえ公的機関に関する情報であっても、個別の調査票の利用には厳しい制約があることから、公的機関に係る調査票情報の利活用の在り方については課題もあると考える。

ウ 社会教育施設の利用者側の状況の把握

(論点)

- ① 国が社会教育施設の利用者側の状況を現在以上に把握する必要性について、どのように考えるべきか。把握した結果は、今後の社会教育施策の検討や展開に有用な情報となる可能性があるかどうか。
- ② 国が把握する必要がある場合、どのような情報を把握することが適當か。また、本調査の中で把握すべきか。別途の統計調査等において把握することが適當か。

(回答)

- ①②

社会教育調査において、社会教育施設の利用者側の情報を現在以上に把握するためには、各施設がそのような情報を把握しているのか、把握できるのかという問題があるものと考える。

施設利用者の年齢については、生涯学習に対する住民のニーズは年齢層によって多種多様であることが想定されるため、文部科学省としても、開設されている学級・講座の内容と受講者の年代別の関係を把握する意味はあるものと考えており、平成27年度社会教育調査と

並行して、学級・講座の受講者の年齢をどの程度把握可能かアンケート調査を実施する予定であり、その結果を踏まえて検討したい。

また、社会教育調査以外の調査としては、内閣府において「生涯学習に関する世論調査」が実施されており、同調査では、「この1年間の生涯学習の実施状況」や回答者の属性情報として、「性別」や「年齢」、「職業」を調査しており、今後利用者側の状況をより明らかにするため、次回世論調査において、社会教育施設の利用状況等の項目の追加を内閣府に要望していきたいと考える。

エ 学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等

(論点)

- ① 現行の学習内容別区分コード表の「分野」については、例えば「教養の向上」、「職業知識・技術の向上」といったように学習目的に応じた分類となっているが、これらについて学習内容に応じた分類に見直す必要はないか。
- ② 出現頻度が極めて少ない分類等については、報告者負担の軽減の観点から、他の分類との整理・統合など簡素化（大括り化）を図る必要はないか。
- ③ これまでの調査の結果、「その他」に分類されているが、出現頻度が高いと考えられるもの等について、有用性の向上等の観点から、分類の細分化を図る必要はないか。

(回答)

①～③

現行の「学習内容の分類」のうち「分野」については、昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」において、「今後拡充を図っていく必要がある社会教育の内容」として掲げられたものであり、文部科学省としては、「分野」も「学習目的」ではなく、社会教育の現場において行われている「学習内容」による分類であると認識している。

また、現行の学習内容分類は、平成20年度から新たに小分類を設けたところであるが、当該小分類は平成20年度及び23年度調査の2回しか用いていないところであり、経年変化を捕捉するため、更には東日本大震災の前後での変動を捕捉するためには、今回の調査においては、前々回、前回と同様の分類で実施することが適切であると考える。

なお、文部科学省としては、時代の変遷に応じた分類内容の見直しは当然必要であることから、平成27年度に予定している学級・講座受講者の年齢把握に関するアンケート調査に合わせ「学習内容の分類」についても現場の意見を聞き、その結果を踏まえ、次回調査に向けて検討していきたい。

(参考) 「学習内容の区分の変更経緯」

(6) 生涯学習関係の実態把握の推進の必要性について

(論点)

- ① 国が、民間事業者が実施する教養系関係事業を把握する必要性をどのように考えるべきか。把握した結果は、今後の生涯学習や社会教育関係の施策の検討や展開に有用な情報となる可能性があるか。
- ② 国が把握する必要性がある場合、社会教育調査で把握すべきか。それとも他の統計調査等で把握することが適當か。

③ 社会教育調査で把握することが適当な場合、どのような調査事項を設定すべきか。

(回答)

①～③

生涯学習においては、民間事業者の果たす役割も大きいことから、平成10年度までは文部科学省においてカルチャーセンターを調査していたが、平成12年の統計審議会の指摘により、重複是正のため経済産業省の「特定サービス産業実態調査」で把握することとされたところである。

同実態調査での把握事項が、社会教育調査の公民館調査票で把握される内容に比べ著しく情報量の少ないとのご指摘であるが、以下の表のとおり、カルチャーセンターにおける学級・講座は、圧倒的に「教養の向上」と「体育・レクリエーション」が占めている傾向が、過去の調査結果から把握できている。また、カルチャーセンターは民間の営利事業であり、詳細な情報を把握しても、文部科学省がその情報に基づき営利事業に対して指導や助成をする等の施策が想定されない。

以上のことから、カルチャーセンターの情報は現在一定程度把握できており、報告者負担の観点からも、引き続き「特定サービス産業実態調査」で把握することが適当と考える。

(参考)

カルチャーセンターにおける学級・講座の開設状況

1. 学級・講座数

年度間(平成)	実施事業所数	計	教養の向上	うち 趣味・けいこごと	体育・レクリエーション	家庭教育・家庭生活	職業知識・技術の向上	市民意識・社会連帯意識	その他
21	1,050	…	…	…	…	…	…	…	…
20	1,341	…	…	…	…	…	…	…	…
16	698	190,998	136,420	107,088	36,333	7,442	5,643	777	4,383
13	693	138,534	98,520	78,588	23,578	6,873	4,897	580	4,086
10	716	168,375	131,911	85,409	26,345	4,613	4,804	702	…
7	710	86,135	65,456	44,351	10,430	4,251	3,333	473	2,192
4	592	54,950	39,733	29,830	8,771	2,512	1,878	247	1,809
1	679	55,279	37,256	27,975	9,876	3,770	2,156	314	1,907

2. 学級生・受講者数

年度間(平成)		計	教養の向上	うち 趣味・けいこごと	体育・レクリエーション	家庭教育・家庭生活	職業知識・技術の向上	市民意識・社会連帯意識	その他
21					1,235,887				
20					2,307,405				
16		7,097,867	4,313,235	3,415,083	2,274,072	203,686	101,107	16,835	188,932
13		7,457,982	4,696,454	3,735,958	2,016,495	279,646	224,786	39,465	201,136
10		3,081,535	2,225,462	1,454,092	684,785	65,816	70,645	34,827	…
7		1,559,212	1,052,470	793,014	268,579	75,463	86,947	20,585	55,168
4		1,922,303	1,309,578	997,148	398,782	89,844	63,743	8,744	51,612
1		1,375,391	831,248	619,766	389,893	76,456	37,999	8,577	31,218

※H1、H7、H10年度間は文部科学省社会教育調査による。

※H4、H13、H16、H20、H21年度間は経済産業省特定サービス産業実態調査による。

※H16年度間以前の学級生・受講者数は延べ人数、20年度間以降は在籍者数。

※H10年度間は「その他」を調査していない。

※H20、H21年度間は学習内容別に調査していない。